



狂犬病予防注射のお知らせ



狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。
生後91日以上の子犬を飼っている家庭は必ず登録をし、予防注射を受けさせて下さい。

～ 都合の良い日に注射を受けてください ～

《日程》

回数	年 月 日	開始時間	終了時間	場 所
第 1 回	平成21年5月10日(日)	午前 9 時	午後 4 時	西原町民体育館 (玄関前ピロティ内)
第 2 回	平成21年5月17日(日)			
第 3 回	平成21年5月24日(日)			

《注射を受けるときの注意事項》

- 1ヶ月以内に他のワクチン接種を受けた等、体調に不安がある場合は主治医の獣医師に相談してください。
- 問診票は必ず自宅で記入し、持参してください。
- リード・首輪を抜けないように必ず着けて下さい。胴輪（ハーネス）は使用しないで下さい。
- 犬をしっかりと制驭できる（犬の力に負けない）人が連れて来て下さい。
- 予防接種後2～3日は安静にし、交配、シャンプーは避けて下さい。
- 糞尿は済ませて来て下さい。
- 糞をした場合は、飼い主の責任で持ち帰ってください。
- 咬む癖のある犬、他の犬に対して攻撃的な犬は必ず口輪を付けて来て下さい。
- 首輪に鑑札が付いているか確認してください。紛失の場合は再交付の申請をして下さい。

《料金》 ・予防注射 3,000円 ・新規登録 3,000円

- 注意事項
- 登録している方は、予防注射のみの料金となります。
 - 注射会場へは、ハガキをご持参ください。
 - おつりのないようにご協力をお願いします。

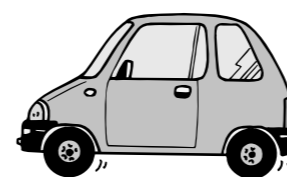
お問い合わせ先

すぐやる課 ☎ : 098-945-5018
FAX : 098-944-6551

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

県では、精神又は身体の重度障害のため、常時特別の介護を必要とするなど、特別の負担を軽減する一助として、在宅の重度障害児(者)に対して、障害児福祉手当(特別障害者手当)を支給しております。

支給対象者	障害児福祉手当	精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅の障害児で、福祉保健所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合 (2) 政令で定める公的年金を受給している場合	
	特別障害者手当	精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の障害者で、福祉保健所長の認定を受けた方。 なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所(通所を除く)している場合 (2) 病院又は診療所に3ヶ月以上入院している場合	
支給制限	手当を請求する方の前年の所得が一定金額以上ある場合、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合には、手当の支給が制限されます。		
手当額	障害児福祉手当	月額	14,380円(平成21年2月現在)
	特別障害者手当	月額	26,440円(平成21年2月現在)
支給	2月、5月、8月、11月の4回に分けて、その前月までの3ヶ月分を届け出た金融機関の口座に振り込みます。		
申請手続	認定請求書、所得状況届、所得証明書、住民票謄本の写し、認定診断書などの必要書類を添えて、お住まいの町村役場の障害福祉の窓口へ提出して下さい。 なお、認定請求書などは町村役場又は南部福祉保健所に備えておりますのでお問い合わせ下さい。 西原町役場・介護支援課(障害支援係) ☎ 945-5013 沖縄県南部福祉保健所総務福祉班 ☎ 889-6364		



平成21年度 軽自動車税について

平成21年5月に軽自動車税の納税通知書が送付されます。
納期限内の納付にご協力をお願いします。

～ 軽自動車税について ～

- ◎ 軽自動車税は、毎年4月1日現在において、軽自動車等を所有または使用している方に対して年税で課税されます。
- ◎ 普通自動車税とは違い、月割りでの課税計算や払い戻しはありません。
- ◎ 車検切れなどにより、実際に運行していない車両であっても、抹消の手続きを行わなければ課税されます。

注意!! ナンバープレートの紛失や盗難にあったら、警察及び役場税務課に届出を

- 盗難にあたり紛失しても警察及び役場税務課に届けないと
- 抹消の手続きができず、いつまでも税金を払うこととなります。
 - 放置車両として発見された場合、盗まれた方の責任になることがあります。また、人に譲ったときも名義変更の手続きをしないと、ずっと課税され続けます。

●身体障害者等に対する減免について

身体に障害のある方が運転する軽自動車、または身体障害者等の通院・通学等のために、その方と生計を一にする人が運転する軽自動車等について一定の条件で減免を受けることができます。

ただし、減免できるのは普通自動車等をあわせて1障害者につき1台に限ります。

《手続きに必要なもの》

- ・減免申請書
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳等
- ・運転免許証の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・平成21年度軽自動車税納税通知書

《減免申請期限》

平成21年5月26日(火)

《身体障害者減免の該当区分》

障害区分	障 害 の 級 別	
	本人運転の場合	生計同一者の運転の場合
視覚障害者	1級～3級及び4級の1	左に同じ
聴覚障害者	2級及び3級	左に同じ
平衡機能障害	3級	左に同じ
音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	左に同じ
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	左に同じ
下肢不自由	1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由	1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能障害	1級～6級
心臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
じん臓機能障害	1級及び3級	左に同じ
呼吸機能障害	1級及び3級	左に同じ
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
小腸の機能障害	1級及び3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級までの各級	左に同じ
知的障害		A1及びA2
精神障害		1級(自立支援医療(精神通院医療に限る)受給者証の交付を受けている者)

【お問い合わせ】 税務課 町民税係 ☎ 098-945-4729 (内線142)